

代理人の有無

地縁による団体の名称

.....

代表者名

.....

1 代理人の有無

(1) 有 代理人有りの場合

代理人 氏 名

.....
住 所

.....

(2) 無

※ 「代理人」は地方自治法第260条の8の代理人及び第260条の10の特別代理人をいう。

参考：地方自治法

第260条の8 認可地縁団体の代表者は、規約又は総会の決議によって禁止されていないときに限り、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

第260条の10 認可地縁団体と代表者との利益が相反する事項については、代表者は、代表権を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。